

退職者等の個人住民税の一括徴収について

ま と め て 天 引 き

個人住民税は、所得税の源泉徴収と同じように、事業主が個人住民税を給与と天引きし、納入していただく制度です。

法人・個人を問わず、事業主は特別徴収義務者として、すべての従業員について特別徴収していただく必要があります。

また、従業員（納税義務者）が退職・休職により給与の支払いを受けなくなった場合は、次のとおり異動翌月以降の月割額の未徴収税額を、給与又は退職手当等からまとめて天引きしていただきます。

(注) 未徴収税額が5月31日までの給与・退職手当等の合計額を超える場合は、この限りではありません。

6月1日から12月31日までに退職・休職した場合

従業員（納税義務者）からの申出がある場合は、未徴収税額をまとめて給与から天引きしていただきます。

翌年1月1日から4月30日までに退職・休職した場合

従業員（納税義務者）からの申出にかかわらず、未徴収税額をまとめて給与から天引きしていただきます。(注) 未徴収税額が5月31日までの給与・退職手当等の合計額を超える場合は、この限りではありません。

従業員（納税義務者）の退職後の納税の負担を考慮して設けられた制度ですので、御理解いただきますようお願いいたします。



◆手続き等の詳細については、従業員（納税義務者）の方のお住まいの市町村にお問い合わせください

県内市町村の電話番号

仙台市市民税課	022-214-1009	登米市税務課	0220-22-2163	柴田町税務課	0224-55-2116	大郷町税務課	022-359-5505
石巻市市民税課	0225-95-1111	栗原市税務課	0228-22-1121	川崎町税務課	0224-84-2111	大衡村税務課	022-345-5111
塩竈市税務課	022-364-1111	東松島市税務課	0225-82-1111	丸森町町民税務課	0224-72-2116	色麻町税務課	0229-65-2111
気仙沼市税務課	0226-22-6600	大崎市税務課	0229-23-2148	亘理町税務課	0223-34-1112	加美町税務課	0229-63-3114
白石市税務課	0224-22-1313	富谷市税務課	022-358-0518	山元町税務納税課	0223-37-1114	涌谷町税務課	0229-43-2114
名取市税務課	022-384-2111	蔵王町町民税務課	0224-33-3002	松島町財務課	022-354-5703	美里町税務課	0229-33-2115
角田市税務課	0224-63-2114	七ヶ宿町税務課	0224-37-2193	七ヶ浜町税務課	022-357-7452	女川町税務課	0225-54-3131
多賀城市税務課	022-368-1141	大河原町税務課	0224-53-2113	利府町税務課	022-767-2117	南三陸町町民税務課	0226-46-1372
岩沼市税務課	0223-22-1111	村田町税務課	0224-83-6403	大和町税務課	022-345-1116		



従業員の個人住民税は給与天引き！

特別徴収制度

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から住民税（市町村民税と県民税）を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。

特別徴収義務者

特別徴収義務者とは、住民税を特別徴収する事業主（給与支払者）のことをいいます。特別徴収義務者は、対象となる従業員から住民税を特別徴収していただきます。

<地方税法第1条第1項第10号、第321条の4、各市町村の条例>

特別徴収義務者は、5月31日までに、従業員の住んでいる市町村から特別徴収税額の通知を受け、特別徴収税額の月割額を従業員の給与から徴収（給与天引き）し、翌月10日までに各市町村に納付していただきます。<地方税法第321条の5>

特別徴収の対象となる従業員

前年中に給与の支払を受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている方をいいます。

小規模事業主に係る納期の特例

従業員が常時10人未満である事業主は、市町村の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とすることができます（繁忙期に臨時雇用した従業員は、特例の算定基礎となる従業員数には含みません）。

制度のしくみ

